

政 委 第 1 号
平成 21 年 1 月 7 日

財務省独立行政法人評価委員会

委員長 奥村 洋彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 大橋 洋治

平成 19 年度における財務省所管独立行政法人の業務の実績に関する
評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

当委員会は、平成 20 年 8 月 29 日付けをもって貴委員会から通知のあった「財務省所管独立行政法人の平成 19 事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果について」のうち契約の適正化に係る評価の結果に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

今後、貴委員会におかれては、本意見を活かし、国民の行政に対する信頼回復のために、政府が契約事務の一層の適正化に取り組んでいる趣旨を十分踏まえ、厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いします。

平成 19 年度における財務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会の関心事項

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成 19 年 11 月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）においては、「随意契約見直し計画^{（注）}の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」（平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム。以下「関心事項」という。参考資料 1 参照）を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。関心事項においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況等に係る評価、また、個々の契約の合規性等に係る監事等のチェックプロセスのフォローなどを示したところである。

（注） 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19

年8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

2 財務省所管独立行政法人における契約状況

平成19年度における財務省所管独立行政法人における契約の状況は、別表のとおりである。

平成19年度の財務省所管独立行政法人全体における競争性のない随意契約は、件数は18年度と比較して837件減少し、割合も20ポイント減少している。一方、金額については、約45.64億円増加し、割合も4ポイント増加しているが、これは、一部法人において競争性のない随意契約の金額が増加したことによるものである。

また、財務省所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める1者応札の状況は、別表のとおり、491件(39%)となっており、各法人の主たる事業類型ごとの状況については資料のとおりである。

3 平成19年度における財務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)についての意見

平成19年度における契約の適正化に係る貴委員会の評価に当たっては、評価を行うに当たり監事から監査の状況についてヒアリングを実施するなどの工夫がなされている。

しかしながら、財務省所管8法人(酒類総合研究所、造幣局、国立印刷局、通関情報処理センター、日本万国博覧会記念機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構)の業務の実績に関する契約の適正化に係る貴委員会の評価の結果(以下「評価結果」という。)について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

なお、契約事務に係る執行体制の評価については、各法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて留意されたい。

(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性について、財務省所管 8 法人のうち、1 法人については、評価結果において、「随意契約によることができる基準の引き下げ、契約に関する情報の公表を行った」旨の言及などがなされているが、7 法人（酒類総合研究所、国立印刷局、通関情報処理センター、日本万国博覧会記念機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構）については、契約に係る規程類の整備内容の適切性について評価結果において言及されていない。

したがって、貴委員会は、契約に係る規程類の整備内容の適切性を確保する観点から、

- ① 契約に係る規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性についてより厳格に評価を行うとともに、評価結果において明らかにすべきである（酒類総合研究所、国立印刷局、通関情報処理センター、日本万国博覧会記念機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構）。
- ② 今後の評価に当たって、国の契約の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡。参考資料 2 参照）をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。

(2) 随意契約見直し計画の実施・進捗^{ちよく}状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関して、財務省所管 8 法人については、評価結果において、「監事からの報告によっても、随意契約を含む全契約案件につき管理責任者等にヒアリングを実施するなど契約の適正化に向けた取組が行われていることが確認できた」旨の言及などがなされている。

しかしながら、3 法人については、表 3 - (2) - ①及び②のとおり、①当該法人の随意契約見直し計画において、平成 19 年度内に取り組むこととしている事項についての取組状況に関する検証結果が、評価結果におい

て言及されていないとの状況や、②当該法人における競争性のない随意契約の金額について、19年度実績が18年度実績と比較して増加しているにもかかわらず、この原因等の検証結果が、評価結果において言及されていないとの状況がみられた。

したがって、今後の評価に当たっては、随意契約見直し計画の実施・進捗状況等の検証結果についても評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表3-(2)-① 随意契約見直し計画において、平成19年度内に取り組むこととしている事項がある独立行政法人の状況

法人名	平成19年度内に取り組むこととしている事項
住宅金融支援機構 (平成20年3月までに措置)	以下の取組に係る運用等を定める。 ・公募手続きの導入及び企画競争の本格的な導入 ・総合評価方式の導入（ガイドラインの策定、総合評価方式による一般競争入札規程の制定及びマニュアルの作成） ・複数年度契約の拡大 ・入札手続きの効率化

(注) 1 当委員会が作成した。

2 随意契約見直し計画において平成19年度内に取り組むこととしている事項があり、評価結果においてその取組状況の検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。

表3-(2)-② 平成19年度の競争性のない随意契約の金額が18年度実績の金額と比較して増加している独立行政法人の状況

法人名	金額
	18年度→19年度 (+増分)
通関情報処理センター	1.77億円→114.34億円 (+112.57億円)
農林漁業信用基金	0.32億円→0.86億円 (+0.54億円)

(注) 1 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」（平成20年7月4日総務省行政管理局）に基づき、当委員会が作成した。

2 平成19年度の競争性のない随意契約の金額が18年度実績と比較して増加しているが、評価結果においてその検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。

3 金額の数値は、百万円未満を四捨五入している。

(3) 個々の契約の合規性等に関する評価結果

ア 関連法人に係る委託の妥当性に関する評価結果

【国立印刷局】

- ・ 本法人には、平成 19 年度末現在で関連法人が 1 法人あり、当該法人との間で、競争性のない随意契約により「国立印刷局博物館の収蔵品の調査・研究等の請負契約」が締結されているにもかかわらず、評価結果において、当該業務委託契約の妥当性について言及されていない。平成 20 年度については、当該契約は締結されておらず（平成 21 年 1 月 7 日現在）、平成 19 年度限りと説明されているが、いずれにせよ、関連法人との間の契約がある場合においては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連法人との契約について、契約方式や応募（応札）条件等を十分に検証した上、競争性・透明性の確保の観点から、関連法人に対する業務委託契約の妥当性について評価結果において明らかにすべきである。

【住宅金融支援機構】

- ・ 本法人には、平成 19 年度末現在で関連法人が 5 法人あり、これらの法人のうち、システム開発等の契約に関して競争性のない随意契約により約 108.97 億円の委託契約がなされており、当該発注額が事業収入の大部分を占めているもの等があるにもかかわらず、評価結果において、関連法人への業務委託契約の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連法人との契約について、契約方式や応募（応札）条件等を十分に検証した上、競争性・透明性の確保の観点から、関連法人に対する業務委託契約の妥当性について評価結果において明らかにすべきである。

イ 一般競争入札における 1 者応札率が高い法人に関する評価結果

【国立印刷局】

- ・ 本法人については、表 3 - (3) 及び資料のとおり、①平成 19 年度における一般競争入札のうち応札者が 1 者の件数が 2 者以上の件数を超過（1 者応札率が 50%を超過）している、かつ、②本法人の 1 者応札率について本法人が該当する法人類型の平均の 1 者応札率を超過している。一般競争入札は契約の競争性・透明性を高めるという意義を有するものであり、特に、1 者応札率が高い法人については競争性・透明性の確保の観点からの理由等の説明を踏まえた検証が必要であると考えますが、評価結果において言及されていない。

今後の個々の契約の合規性等に係る評価に当たって、一般競争入札において 1 者応札率が高い法人については、法人の業務を勘案した上で、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

表 3 - (3) 平成 19 年度における一般競争入札における 1 者応札件数等について

独立行政法人名	1 者応札件数	2 者以上の応札件数	1 者応札率	該当する類型の平均 1 者応札率
国立印刷局	361 件	343 件	51.3%	特定事業執行型：38.6%

(注) 1 各独立行政法人の平成 19 年度における随意契約見直し計画のフォローアップに基づき、当委員会が作成した。

2 1 者応札率とは、一般競争入札のうち、応札者が 1 者である件数の割合をいう。

3 「該当する類型の平均 1 者応札率」欄については、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19 年 8 月 10 日閣議決定）における事務・事業等の類型（公共事業執行型、助成事業等執行型、資産債務型、研究開発型、特定事業執行型、政策金融型の 6 類型）に基づき、該当する類型の全法人の平均 1 者応札率を記載している。

4 ①平成 19 年度における一般競争入札のうち応札者が 1 者の件数が 2 者以上の件数を超過（1 者応札率が 50%を超過）している、かつ、②本法人の 1 者応札率について本法人が該当する法人類型の平均の 1 者応札率を超過している法人のうち、評価結果において競争性・透明

性の確保の観点からの理由等の説明がなされていない法人について、本表に掲載している。

ウ その他

【通関情報処理センター】

- ・ 本法人については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「一般競争入札において落札率が 100%となっている事例が指摘されている。今後の評価に当たっては、一般競争入札における競争性の確保の観点から、その適正な実施について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。しかしながら、平成 19 年度の評価結果を見る限りにおいては、当該指摘を踏まえた評価が行われたことが明らかとなっていない。

本法人は、平成 20 年 10 月 1 日に特殊会社に移行しているが、当該会社の経営の効率化の観点からは、入札の適正実施や契約の適正化の重要性はより高まっていると考える。

ちなみに、「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律」の衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会の付帯決議においては、「特殊会社後においても業務の公共性にかんがみ、経営内容や調達状況についての情報公開、一般競争入札を基本とする透明性の高い調達手続について、現状を下回ることはないよう措置するとともに、天下り問題を惹起することのないよう努めること。」とされている。

貴委員会においては、当委員会からの一般競争入札の適正な実施についての評価が不十分であったとの指摘を踏まえ十分な評価を行うとともに、移行後の特殊会社において定款に基づき設置されている経営計画等を検討する第三者委員会において一般競争入札の適正な実施についての評価が行われるよう努めるべきである。

別表 財務省所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数、下段：金額(億円)）						一般競争入札における1者応札件数(%)／一般競争入札件数	関連法人	
	平成18年度			平成19年度				関連法人数 注3	関連法人との契約がある法人 注4
	競争性のある契約 注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
酒類総合研究所	22 1.74	39 0.81	61 2.55	41 2.40	8 0.77	49 3.17	22(55%) ／40件	0	
造幣局	261 94.02	127 22.71	388 116.73	298 69.94	62 18.35	360 88.29	60(21%) ／288件	0	
国立印刷局	413 155.98	1,112 143.49	1,525 299.47	790 174.09	635 85.34	1,425 259.44	361(51%) ／704件	1	○
通関情報処理センター	32 256.26	17 1.77	49 258.03	42 154.95	7 114.34	49 269.29	14(38%) ／37件	0	
日本万国博覧会記念機構	54 11.39	35 8.59	89 19.98	81 11.75	27 4.82	108 16.57	7(13%) ／52件	0	
農林漁業信用基金	2 0.06	9 0.32	11 0.38	9 0.52	13 0.86	22 1.38	1(14%) ／7件	0	
奄美群島振興開発基金	1 0.06	5 0.07	6 0.13	1 0.08	4 0.04	5 0.12	0(0%) ／0件	0	
住宅金融支援機構	237 55.31	1,181 332.40	1,418 387.71	358 122.34	932 331.28	1,290 453.63	26(20%) ／131件	5	○
合計 (財務省)	1,022 (29%) 574.82 (53%)	2,525 (71%) 510.16 (47%)	3,547 (100%) 1,084.98 (100%)	1,620 (49%) 536.07 (49%)	1,688 (51%) 555.80 (51%)	3,308 (100%) 1,091.89 (100%)	491(39%) ／1,259件		
合計 (独立行政法人全体)	36,618 (36%) 11,523.83 (52%)	65,235 (64%) 10,484.13 (48%)	101,853 (100%) 22,007.93 (100%)	43,224 (46%) 14,907.13 (60%)	50,797 (54%) 9,829.43 (40%)	94,021 (100%) 24,736.56 (100%)	10,768(45%) ／24,168件		

(注)

- 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」（平成20年7月4日総務省行政管理局）等に基づき、当委員会が作成した。なお、同資料では郵便貯金・簡易生命保険管理機構は対象外となっているため、合計（独立行政法人全体）には、当該機構の数値は含まれていない。
- 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 関連法人数は、平成19年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の合計数を記載している。
- 各法人の平成19年度の財務諸表を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載している。
- 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。